

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第96号

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2非課税世帯の項中「900」を「0」に、「1,000」を「0」に改め、同表その他の世帯の項中

「

26,300	27,200	28,200	29,200	30,100	31,100	32,000	13,100	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
26,300	27,200	28,200	29,200	30,100	31,100	32,000	13,100	13,600	14,100	14,600	15,000	15,500	16,000

を

「

26,600	27,600	28,600	29,500	30,500	31,500	32,400	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
26,600	27,600	28,600	29,500	30,500	31,500	32,400	13,300	13,800	14,300	14,700	15,200	15,700	16,200

に改め、

同表備考中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 1(1)に該当する場合において、基準年度の所得割課税額が48,600円以上であるときにおける保育費用の額は、1及び2にかかわらず、ア欄からキ欄までの区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) ア欄 5,000円
- (2) イ欄 5,100円
- (3) ウ欄 5,300円
- (4) エ欄 5,500円
- (5) オ欄 5,700円
- (6) カ欄 5,900円
- (7) キ欄 6,000円

別表第3非課税世帯の項中「1,000」を「0」に、「1,100」を「0」に改め、同表その他の世帯の項中

37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,400	20,100	20,700	21,100	21,400	21,400
37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,400	20,100	20,700	21,400	21,600	21,600
37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,400	20,100	20,700	21,400	22,100	22,800

を

37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,600	20,300	20,900	21,100	21,400	21,400
37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,600	20,300	21,000	21,400	21,600	21,600
37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400	23,100

に改め,

同表備考中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 1(1)に該当する場合において、基準年度の所得割課税額が48,600円以上であるときにおける保育費用の額は、1及び2にかかわらず、ア欄からキ欄までの区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) ア欄 5,000円
- (2) イ欄 5,100円
- (3) ウ欄 5,300円
- (4) エ欄 5,500円
- (5) オ欄 5,700円
- (6) カ欄 5,900円
- (7) キ欄 6,000円

別表第4非課税世帯の項中「1,100」を「0」に改め、同表その他の世帯の項中

73,600	76,300	79,000	81,700	84,400	87,100	89,700	を	74,700	77,400	80,100	82,900	85,600	88,300	91,000
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

改める。

別表第5保育費用の欄中「900」を「0」に、「800」を「0」に、「1,300」を「0」に、「14,700」を「14,100」に、「20,600」を「20,900」に、「10,300」を「10,400」に改め、同表備考中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 2(1)に該当する場合において、基準年度の所得割課税額が48,600円以上で

あるときにおける保育費用の額は、2及び3にかかわらず、3,000円とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)